

重要なお知らせ

令和6年度診療報酬改定により、

2024年10月から

**患者さま希望による先発医薬品は、
『特別料金』が設定されます**
(選定療養費)

特別料金（選定療養費）について

要件にあった先発医薬品において、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者さまが自己負担する仕組みが、2024年10月よりスタートいたします。

- ・ 予め定められた後発医薬品のある先発医薬品が対象です。
- ・ 医療上必要と判断され処方・調剤された先発医薬品は対象外です。
患者さまのご事情で先発医薬品をご希望される場合はご相談ください。
- ・ 薬局での在庫不足等、やむを得ず先発医薬品を調剤する場合は対象外です。
- ・ 選定療養費の計算額は、先発医薬品と後発医薬品（最高価格帯）の差額のうち、4分の1相当です。※点数計算による端数処理で誤差が発生します
- ・ 選定療養費は課税対象のため、消費税が上乗せされます。
- ・ 公費負担等の自己負担が無い患者さまも対象です。

自己負担額（保険適用自己負担額および特別料金）の計算例

例) アレジオン錠20 就寝前1錠 7日分 処方の場合 3割負担の患者さまの場合
(先発医薬品薬価 27.30円、最高価格帯後発医薬品薬価 19.30円)

| 令和6年9月まで | 令和6年10月以降 |
|-------------------|-------------------|
| 保険適用 自己負担額 60円 | 保険適用 自己負担額 60円 |
| | 選定療養費 77円 (税込) |

※2024年6月27日時点の情報に基づいて解釈し、計算しています。
今後の新情報により、内容変更される可能性がありますのでご注意ください。

医薬品によって患者さま負担額は大きく異なります。
概算の負担額を知りたい方は、お気軽にご相談ください。